

# まちづくりだより

第一整備地区

第8号

## ◆ 起工式が行われました

本事業の本格的な工事着手にあたり、工事の安全と無事を祈願するため、地権者、関係者の参列のもと、起工式が執り行われました。

### 【概要】

日 時：平成29年1月29日（日）午前10時～午前11時

場 所：相模原市南区麻溝台地内（本事業地内特設会場）

主 催：清水建設株式会社（本事業の包括委託受注者）

参列者：地権者（審議会委員、旧まちづくり研究会役員）、地域関係者、市議会議員、市関係職員、清水建設株等（約60人）

### 加山市長（挨拶）

長年の取組を経て工事着工に至ったのは、権利者、関係者の皆様方のご尽力とご協力の賜物で、深く感謝申し上げます。

今後は、周辺道路や公共交通網を充実し、新たな企業や商業施設を誘致するなど、地区の活性化を図りながら、地権者、関係者の皆様方とともに事業推進に取り組んでまいります。

### 田所審議会会長（挨拶）

権利者、関係者の皆様のご尽力と、市関係職員のご苦勞のもと、20数年という長きにわたる検討を経て、工事着工に至ったのは誠に感無量です。

事業の推進のためには、多くの知恵と決断が必要です。市においては、今後も権利者の大きな期待に応えるよう、熱意をもって取り組むよう期待します。

### 工事着手にあたり（清水建設）

権利者の皆様のご理解・ご協力・ご支援のもとで、一つ一つ課題を解決しながら、魅力ある街づくりの実現に向けて取組を進めます。

7年間という長きにわたる工事ですが、関係者の皆様と一丸となり、近隣の皆様への配慮を忘れることなく、安全第一で工事に取り組んでまいります。



鍬入れの様子

# ◆ 企業選定審査委員を募集します！

産業系共同売却街区（43街区）の進出企業の募集及び選定において、企業選定審査委員会を設置するにあたり、権利者の意見を反映するため、企業選定審査委員会の委員（公募委員）を以下のとおり募集します。

## 【応募資格等（概要）】 以下の要件に**全て該当する者**とします。

- ・ 本事業の施行地区内の土地所有者又は借地権者（登記簿上）
  - ・ 満20歳以上の者（平成29年4月1日時点）
  - ・ 企業選定審査委員会の会議に出席が可能であること
- 平日の午前又は午後（夜間を含む）において**3回程度開催予定**
- ・ 公募枠1又は公募枠2に示す換地申し出条件に適合していること
- 公募枠1及び公募枠2の両方を応募することはできません。**

### 【公募枠1】募集人数（2人）

産業系共同売却街区（43街区）への換地を申し出ている者

### 【公募枠2】募集人数（3人）

産業系共同売却街区（43街区）以外の街区への換地を申し出ている者



詳細については、同封させていただいた「委員公募のお知らせ」と「企業選定審査委員会 委員応募申込書」を必ずご確認ください。

## 【応募方法】

- ・ 同封した**委員応募申込書**に必要事項を記入のうえ、以下の応募先へ**直接持参又は郵送、FAX、Eメール**で提出してください。
- なお、委員応募申込書における「応募動機・抱負」の記載の有無及び内容によって、選出結果に影響することはありません。

## 【応募期間】

**平成29年2月9日（木）～平成29年3月3日（金）まで必着**

## 【応募先・問合せ先】

相模原市 都市建設局 まちづくり事業部 麻溝台・新磯野地区整備事務所  
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15  
電話 042-769-9254（直通）  
FAX 042-754-8490  
Eメール aa-seibi@city.sagamihara.kanagawa.jp

## 【選出方法】

公募枠毎に応募資格を満たす応募者から選出します。なお、応募者が応募人数（定数）を超える場合は、審議会会長の立会いの下、事務局において抽選します。ただし、**公募枠2**については、以下の手順により**2段階の抽選方法により選出**します。

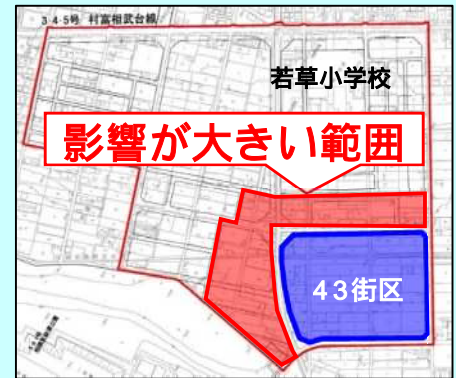
### 【公募枠2：定数3人】「2段階抽選」

**抽選**：産業系共同売却街区の**影響が**

**第1段階** **大きい街区**（16・19・21・23-1・40・41・42街区）への換地を申し出ている応募者から**1人を抽選し選出**

**抽選**：抽選の落選者及び抽選以外の  
**第2段階** 応募者から**2人を抽選し選出**

抽選の応募者がいない場合、全応募者から3人を抽選し選出



## 【企業選定審査委員会（概要）】

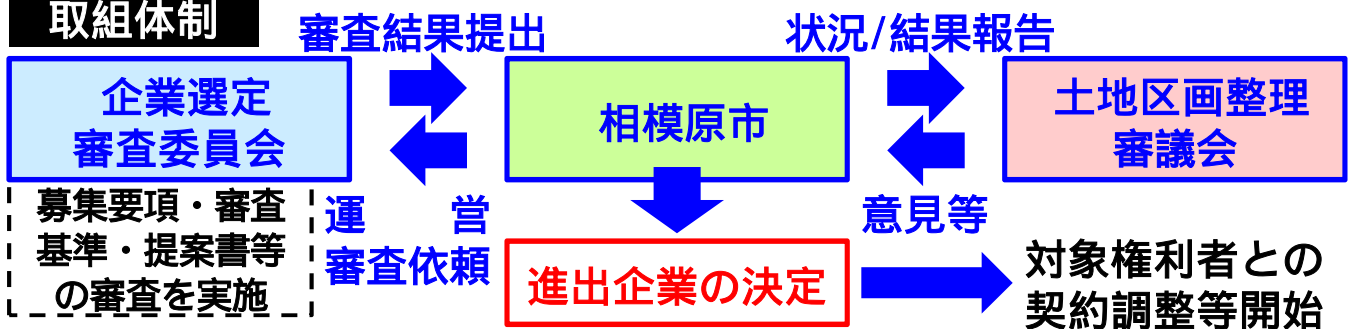
役割：本事業の企業選定に係る審査等の目的に沿った意見表明

任期：委嘱日（平成29年5月以降予定）から1年以内

構成：公募委員【5人以内】・審議会委員【2人以内】・

学識経験者【4人以内】・相模原市【3人以内】

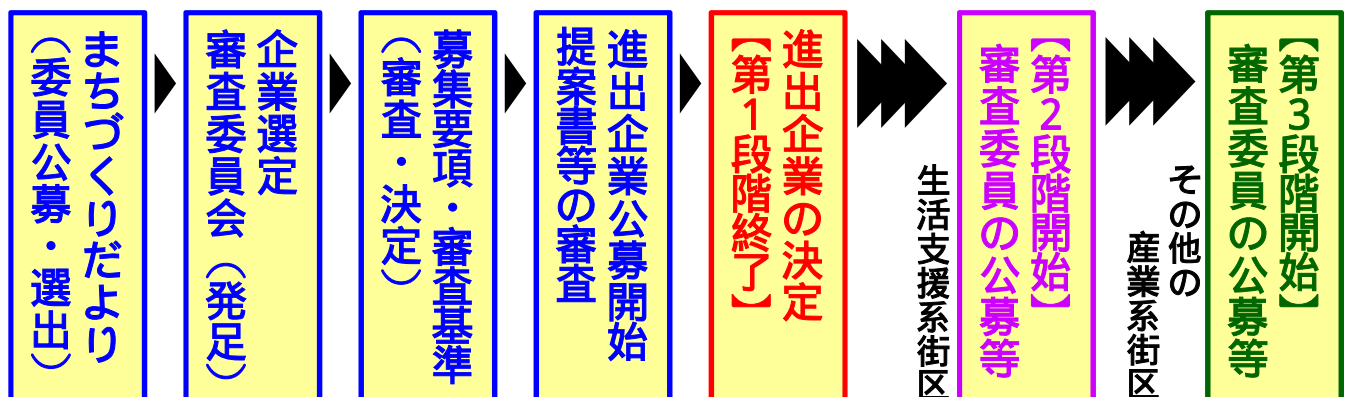
### 取組体制



## 【取組みスケジュール（案）】

H29.5以降

事業進捗等にあわせ、第2段階・第3段階の募集手続等を進めます。



# ◆ ガス・上下水道・電柱等の整備について

## 【ガス・上水道・排水管（下水道）の接続について】

宅地で使用するガス管・上下水道管については、造成工事と合わせて、**道路から宅地内概ね50cm程度まで**（各宅地の状況によって異なる場合があります）は**施行者（市）の負担で整備**し、それより先の**宅地内の配管工事は、建築工事等と合わせて個々のご負担により接続**していただきます（造成工事完了後の各施設整備は各権利者様で対応していただきます）。

企業者	標準管径	必要な手続など
都市ガス (東京ガス株)	30mm	供給には新規契約等の手続が必要となります。
上水道 (神奈川県企業庁)	25mm	供給には新規契約等の手続が必要となります。 事業区域内移転等は権利の移転手続が必要です。
下水道【汚水】 (相模原市)	150mm	宅地内配管は指定工事店による施工が必要です。 供用開始後に受益者負担金をお支払いいただきます。

## 【電柱の宅地内建柱へのお願い】

電力供給等のために電柱を設置する場合は、安全性・景観等への配慮から、**電柱を宅地内に設置**することを計画していますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

なお、電柱の設置については、**皆様の宅地整備の進捗に合わせ、NTT東日本株・東京電力株から具体的な宅地内建柱の協議に伺います**ので、ご協力をお願いします。

◆ **電柱を道路上に設置すると電柱の死角による事故発生**  
道路幅が狭くなり歩行者・自転車・車いす・ベビーカー等の通行に支障

◆ **宅地内に電柱設置する効果**  
道路での見通しが良くなり安全性向上  
電柱への違反広告等を抑制し、まちの景観向上

# ◆ 地中障害物等の調査について

本格的な工事の着手に合わせて、地中障害物等の調査を進めてまいります。なお、地中障害物が確認された場合は、地中障害物等の取扱方針に従い、順次手続を進めてまいります。権利者の皆様には、ご不便等をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

何かございましたら、市又は清水建設株までご連絡ください。

ご意見やご不明な点がございましたら下記事務局までご連絡ください。

## 【事務局】

相模原市都市建設局まちづくり事業部

麻溝台・新磯野地区整備事務所

TEL：042-769-9254 FAX：042-754-8490

